

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成21年12月17日(2009.12.17)

【公開番号】特開2008-185972(P2008-185972A)

【公開日】平成20年8月14日(2008.8.14)

【年通号数】公開・登録公報2008-032

【出願番号】特願2007-21707(P2007-21707)

【国際特許分類】

G 03 G 15/00 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/00 5 5 0

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月28日(2009.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

原稿の画像を読み取る画像読み取部と、
前記画像読み取部で読み取った画像をシートに記録する画像記録部と、
前記画像記録部にて記録されたシートを排紙するシート排紙部と、
前記原稿読み取部と前記画像記録部との間に前記シート排紙部から排紙されたシートを載置するシート載置部と、

を備え、

前記画像読み取部の前端下方は、シート排紙方向上流から下流側に向けて下方に傾斜する傾斜部を有し、

前記シート載置部に載置されたシートを写し出す反射部を前記傾斜部に設け、
該反射部は、前記シート排紙部の筐体上面よりも高く、且つ該筐体上面における排紙方向への延長線の上方に配置される
ことを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記反射部は光沢度20(60°測定)以上であることを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記反射部以外の部位は光沢度20(60°測定)以下であることを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記シート載置部は暗色であることを特徴とする請求項2に記載の画像形成装置。

【請求項5】

前記シート載置部と載置されたシートとの色度差E*a*bが40以上であることを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項6】

前記反射部は、前記画像読み取部の前面に対して着脱可能であることを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項7】

前記シート載置部の両外側にシート排紙方向に沿って設けられ、前記シート載置部と前

記読取部との間に空間を形成する支持部を有し、前記支持部の前端は、前記反射部より突出しないことを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項8】

前記シート排紙部は、前記画像記録部にて記録されたシートを装置本体手前から奥側に排紙することを特徴とする請求項1乃至7の何れかに記載の画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上記課題を解決するため、本発明は、原稿の画像を読み取る画像読取部と、前記画像読取部で読み取った画像をシートに記録する画像記録部と、前記画像記録部にて記録されたシートを排紙するシート排紙部と、前記原稿読取部と前記画像記録部との間に前記シート排紙部から排紙されたシートを載置するシート載置部と、を備え、前記画像読取部の前端下方は、シート排紙方向上流から下流側に向けて下方に傾斜する傾斜部を有し、前記シート載置部に載置されたシートを写し出す反射部を前記傾斜部に設け、該反射部は、前記シート排紙部の筐体上面よりも高く、且つ該筐体上面における排紙方向への延長線の上方に配置されることを特徴とする画像形成装置を提案する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

さらにまた、本発明は、前記反射部は、前記画像読取部の前面に対しても着脱可能であると、効果的である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

さらにまた、本発明は、前記シート載置部の両外側にシート排紙方向に沿って設けられ、前記シート載置部と前記読取部との間に空間を形成する支持部を有し、前記支持部の前端は、前記反射部より突出しないと、効果的である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

さらにまた、本発明は、前記シート排紙部は、前記画像記録部にて記録されたシートを装置本体手前から奥側に排紙すると、効果的である。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

そこで、本実施形態ではスキャナ30の前面の角を曲面に形成し、該曲面をシート載置部40に載置されたシートSを写し出す反射部70として構成している。この反射部70は、図2から明らかなように、シート排紙部25における装置本体1の筐体上面よりも高く、且つ該筐体上面における排紙方向への延長線の上方に配置されている。すなわち、反射部70は図2のシート排紙部25における装置本体1の筐体上部を通る水平線bよりも高く、且つ図2の筐体上面における排紙方向への延長線aよりも上方に配置されている。

このように反射部70を設けたスキャナ30の前端はシート排紙口25aより後方に位置しているので、前面で水平よりも下方から見た場合でも、排紙状況が反射部70に映し出される。よって、図4に示すように、ユーザが椅子80に座った状態であっても、反射部70に映し出される排紙状況を確認することができ、ユーザの視認性を向上させることができる。さらに、反射部70を横方向にも十分な長さを持たせ、反射部70の下側側面が開口しているので、側面方向からでも排紙状況を確認可能である。このとき、シート載置面41はもちろんのこと、反射部70に写り得る排紙ローラやシート排紙部25を暗色とすることで、排紙されたシートが目立つ視認性が向上する。なお、発明者の実験からシート載置部40とシートの白色との色度差 $E^* a b$ が40以上であると、視認に良好であった。また、反射部70のは光沢度20(60°測定)以上とし、反射部70以外の部位は光沢度20(60°測定)以下であることが好ましい。

【手続補正7】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 図 2 】

